

長野県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

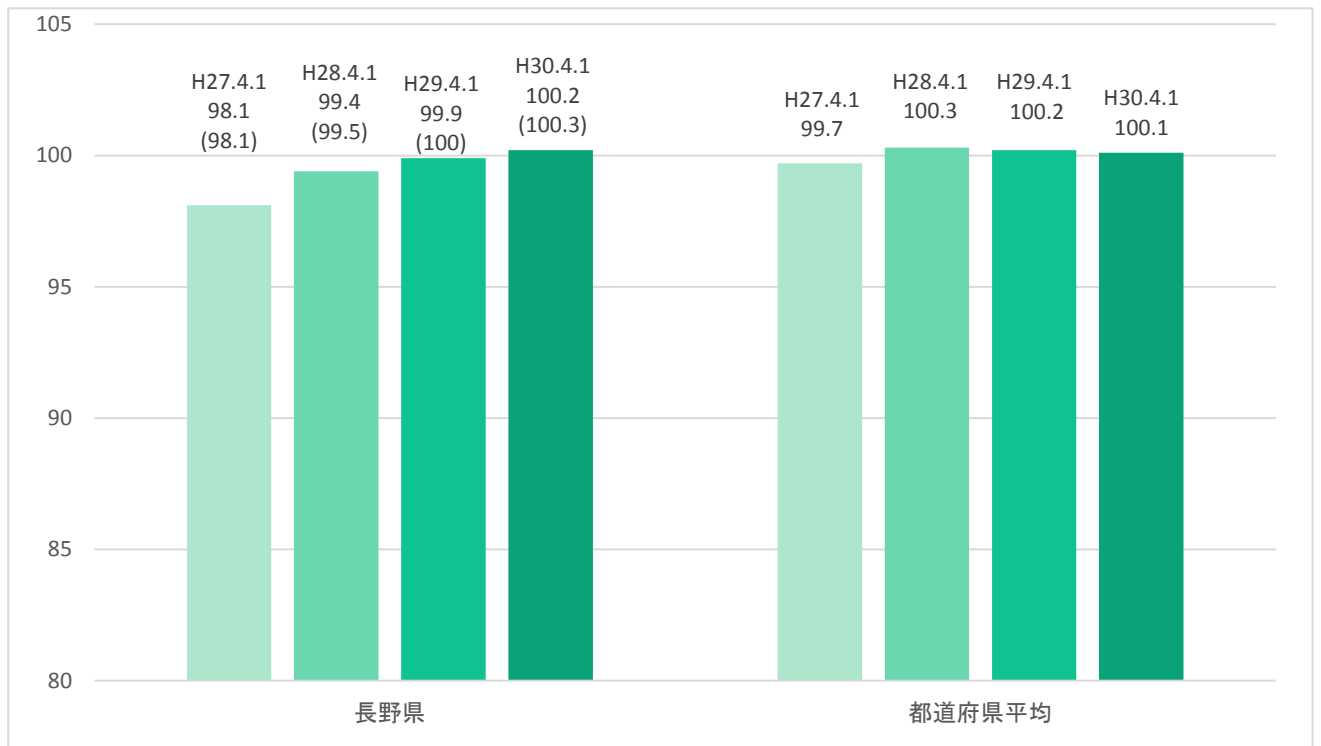
区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の 人件費率
29年度	人 2,114,140	千円 808,439,310	千円 5,081,352	千円 255,440,575	31.6%	31.6%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給 与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給 与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 26,540	千円 117,772,787	千円 21,259,277	千円 46,889,818	千円 185,921,882	千円 7,005	千円 7,174

- (注) 1 職員手当には退職手当及び児童手当を含みません。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

※ 30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

理由：人事委員会勧告により、給料表の水準が国より高いことによる影響、初任給基準が国より高いことによる影響。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
30年度	円 383,105	円 382,533	572円 (0.15%)	% 0.15	% 0.15	% 0.16

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
30年度	月 4.43	月 4.40	月 0.03	月 0.05	月 4.45	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 1.2% 引下げ (若年層については、最大 1.2% 引上げ、高齢層については最大 3.3% 引下げ) ました。

なお、激変緩和のため、3 年間 (平成 30 年 3 月 31 日まで) の経過措置 (現給保障) を実施しました。

また、他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを行いました。

②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準による支給割合で支給すると仮定した場合の加重平均の支給割合に基づき、県内一律 1.7% を支給。

(実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日より実施。ただし、段階的に支給割合を上げることとし、平成 27 年 4 月 1 日時点は 1.8%、給与改定後は平成 27 年 4 月に遡及し 1.9% を支給、平成 28 年 4 月 1 日以降は 2% を支給。平成 31 年 1 月 1 日以降は、1.7% を支給。

(参考)

	平成 26 年度の支給割合	平成 27 年度の支給割合		平成 28 年度の支給割合	平成 29 年度の支給割合	平成 30 年度の支給割合
		4 月 1 日時点	遡及改定後			
国基準による支給割合	3% (注 1)	1% ~ 4% (注 2)	2% ~ 5% (注 3)	3% ~ 6% (注 4)	3% ~ 6% (注 4)	3% ~ 6% (注 4)
長野県の支給割合	1.5%	1.8%	1.9%	2.0%	2.0%	1.7%

(注 1) 長野市、松本市、諏訪市、塩尻市

(注 2) 1% (伊那市)、3% (長野市、松本市、諏訪市)、4% (塩尻市)

(注 3) 2% (伊那市)、3% (長野市、松本市、諏訪市)、5% (塩尻市)

(注 4) 3% (長野市、松本市、諏訪市、伊那市)、6% (塩尻市)

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを行いました。(平成 27 年 4 月 1 日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長野県	45.3歳	337,543円	399,919円	373,323円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
都道府県平均	43.1歳	327,050円	413,909円	369,953円

② 技能労務職

公務員						民間			参考
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	区分	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
長野県	58.3歳	11人	276,809円	297,905円	290,760円	民間の類似 職種	—	—	—
うち庁務技師	58.2歳	10人	271,570円	291,596円	284,497円		うち用務員	55.6歳	207.2千円
国	50.7歳	2,553人	286,817円	—	328,637円	—	—	—	—
都道府県平均	52.9歳	210人	324,106円	379,720円	357,326円	—	—	—	—

【参考】年収ベース（試算値）での比較

公務員（長野県）		民間		参考
職種	年収（C）	職種	年収（D）	C/D
庁務技師	4,802千円	用務員	2,808.7千円	1.71

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(用務員は平成26～29年の3ヵ年平均)
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	46.8歳	379,400円	431,318円
都道府県平均	44.8歳	375,279円	440,397円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	45.4歳	374,900円	420,424円
都道府県平均	43.0歳	361,178円	419,034円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長野県	37.8歳	322,132円	427,564円	356,172円
国	41.3歳	317,397円	—	374,941円
都道府県平均	38.4歳	320,732円	456,228円	368,727円

(注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(30年4月1日現在)

区 分	長 野 県	国	
一般行政職	大学卒	189,200円	179,200円
	高校卒	154,200円	147,100円
技能労務職	高校卒	149,600円	—
	中学卒	—	—
高等学校教育職	大学卒	211,300円	—
	高校卒	—	—
小・中学校教育職	大学卒	211,300円	—
	高校卒	—	—
警 察 職	大学卒	220,100円	208,000円
	高校卒	183,300円	169,500円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状態（30年4月1日現在）

区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	274,235円	356,788円	385,033円	401,143円
	高校卒	233,521円	291,600円	347,729円	367,569円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
高等学校 教育職	大学卒	314,818円	395,182円	425,139円	437,034円
	高校卒	—	—	—	—
小・中学校 教育職	大学卒	316,589円	388,820円	417,716円	425,763円
	高校卒	—	—	—	—
警察職	大学卒	285,937円	383,759円	401,900円	412,788円
	高校卒	265,332円	355,518円	409,008円	407,712円

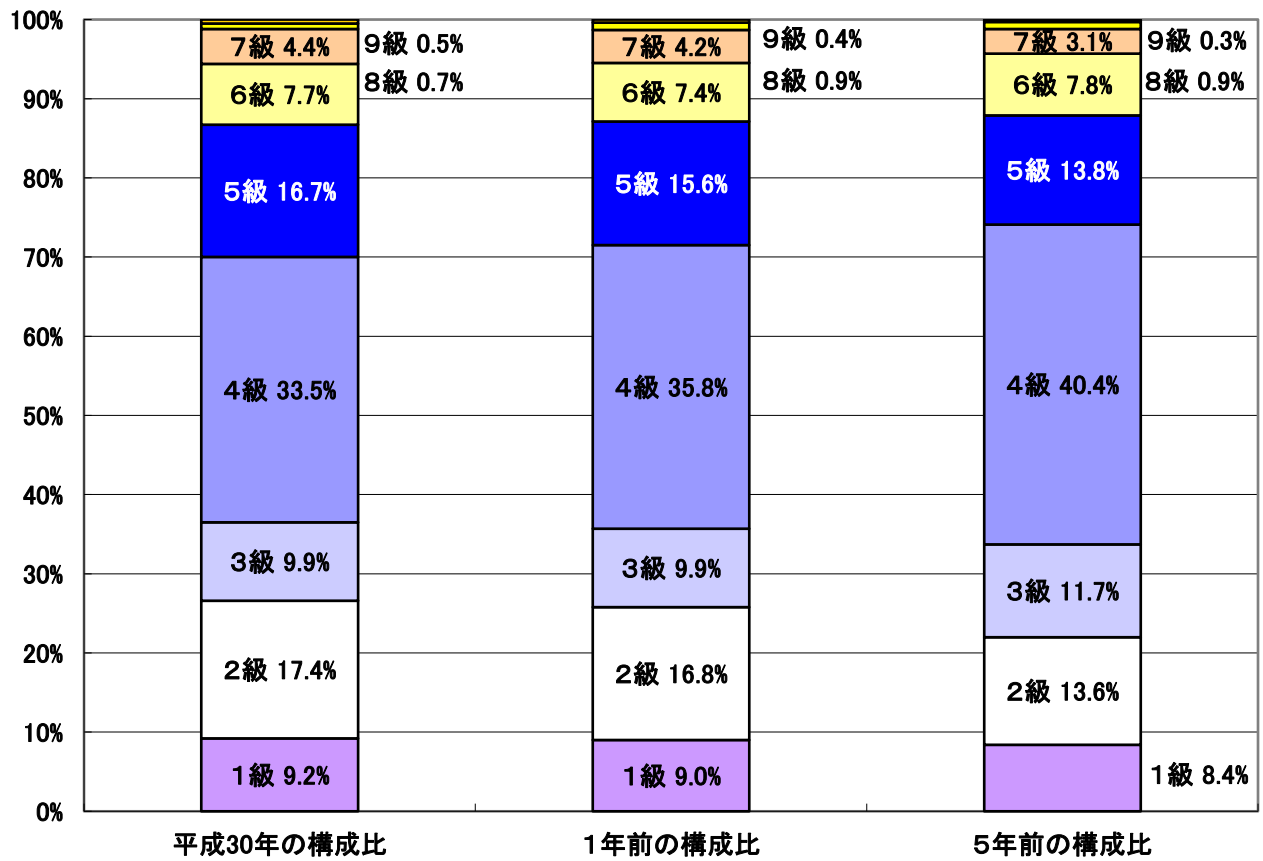
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

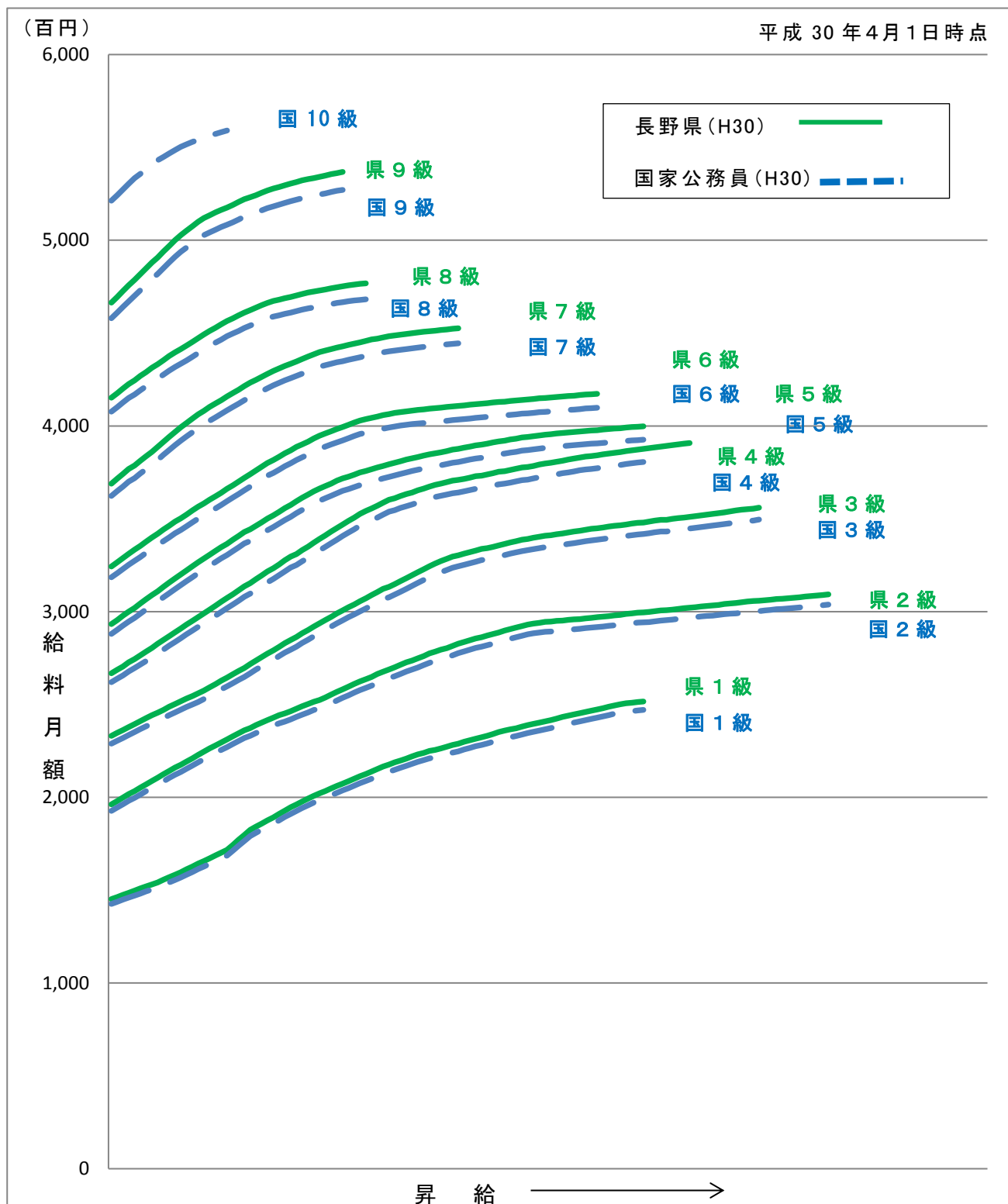
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9 級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	27人	0.5%	466,400円	536,800円
8 級	1 本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	40人	0.7%	415,200円	476,800円
7 級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務 3 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う企画幹の職務	235人	4.4%	368,900円	452,600円
6 級	1 本庁の課長の職務 2 現地機関の長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 企画幹の職務	414人	7.7%	324,300円	417,300円
5 級	1 課長補佐の職務 2 現地機関の課長の職務	896人	16.7%	293,300円	399,800円
4 級	1 係長の職務 2 特に規模の小さい現地機関の課長の職務 3 規模の小さい現地機関の課長補佐の職務 4 担当係長の職務 5 主幹の職務 6 主査の職務	1,799人	33.5%	266,800円	390,800円
3 級	主任の職務	531人	9.9%	233,100円	356,000円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	933人	17.4%	196,200円	309,300円
1 級	主事又は技師の職務	496人	9.2%	145,200円	251,600円

(注) 1 長野県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（長野県）

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長野県	国
1人当たり平均支給額（29年度） 1,733千円	—
（29年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.8月分 （1.45）月分 （0.85）月分	（29年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 （1.45）月分 （0.85）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（長野県）

平成 30 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（30年4月1日現在）

長野県				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分		勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分		最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%～45%加算) 1人当たり平均支給額 3,998千円 22,968千円				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		2,512,101千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		88,036円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20.0%	38人	20.0%
大阪市等	16.0%	7人	16.0%
名古屋市等	15.0%	6人	15.0%
横須賀市	10.0%	1人	10.0%
長野県（塩尻市）	2%	722人	6%
長野県（長野市、松本市、諏訪市及び伊那市）	2.0%	11,575人	3.0%
長野県（上記以外）	2.0%	14,027人	0%
医師	16.0%	29人	16.0%
平均支給率	2.0%	—	1.73%

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

(4) 特殊勤務手当(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)	1,691,112千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	94,333円
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)	65.86%
手当の種類(手当数)	37

○一般職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(29年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	総務部税務課、県税徴収対策室、県税事務所に勤務する職員	県税の調査又は徴収に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 780	業務1日につき600円(業務に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は360円)
福祉業務手当	福祉事務所、児童相談所、波田学院、女性相談センター、県立総合リハビリテーションセンター又は精神保健福祉センターに勤務する職員	福祉に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 12,074	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
感染症防疫等作業手当	保健所、家畜保健衛生所、動物愛護センター又は環境保全研究所に勤務する職員	感染症の防疫等の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 7,571	作業1日につき600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
精神障害者入院措置等業務手当	保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第29条の2の2の規定による精神障がい者の入院のための移送等の作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 603	作業1日につき500円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
麻薬取締手当	健康福祉部薬事管理課に勤務する職員	麻薬の取締りに関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 97	業務1日につき1,200円(業務に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は720円)
医療等業務手当	保健所又は県立総合リハビリテーションセンターに勤務する職員	医療等に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 9,302	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
公害等検査手当	地域振興局、保健所検査課又は環境保全研究所に勤務する職員	公害等に係る検査の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 5,734	作業1日につき600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

研究指導等業務手当	工科短期大学校、南信工科短期大学校又は技術専門校に勤務する職員	研究指導等に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 3,383	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
種雄牛馬豚等取扱作業手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬豚の自然交配、精液の採取等の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 83	作業1日につき300円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
有害物取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	有毒ガスの発生を伴う作業又は有害な薬品等を取り扱う作業のうち、任命権者が人事委員会と協議して定めるもの	千円 34	作業1日につき400円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が人事委員会と協議して定める額
特殊現場作業手当	建設事務所、地域振興局等に勤務する職員	工事現場、災害現場、高圧線近接地等で作業条件が劣悪又は著しく危険な場所において行われる作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 837	作業1日につき900円（福島第一原発周辺区域における作業にあつては作業1日につき6,600円）を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
用地交渉手当	建設事務所、地域振興局等に勤務する職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関する権利者との交渉のうち、任命権者が人事委員会と協議して定めるもの	千円 1,864	交渉1日につき700円（交渉に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は560円。交渉が午後7時以後に及ぶ場合は400円を加算する。）
道路作業手当	建設事務所に勤務する職員	道路の除雪の作業又は交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 143	作業1日につき300円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は180円）
死体処理手当	東日本大震災に対処するため人の死体を取り扱う作業等に従事した職員		千円 0	作業1日につき1,000円
夜間看護等手当	県立総合リハビリテーションセンターに勤務する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務	千円 10,579	勤務1回につき3,300円（深夜における勤務時間が2時間以上4時間に満たない場合は2,900円、2時間に満たない場合は2,000円）

航空業務手当	消防防災航空センターに勤務する職員	航空機の操縦作業	千円 191	作業1時間につき5,100円（特に危険又は困難な作業で知事が人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額はその額の100分の45に相当する額を超えない範囲内において、知事が人事委員会と協議して定める額を加えた額）を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
		航空機の整備作業		作業1日につき1,380円（作業に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は830円）
		航空機に搭乗して行う消防、防災等の業務（知事が人事委員会と協議して定めるものに限る。以下「消防防災業務」という。）		業務1時間につき2,200円（特に危険又は困難な業務で知事が人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額はその額の100分の30に相当する額を加えた額）を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
		飛行中の航空機から降下して行う消防防災業務		業務1日につき870円
外国勤務手当	海外駐在を命ぜられた職員	外国における勤務	千円 -	知事が人事委員会と協議して定める額

○学校職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
教務手当	昼間部の勤務を本務とする教育職員	夜間部の授業又はその補助	千円 309	1時間につき670円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
	夜間部の勤務を本務とする教育職員	昼間部の授業又はその補助		
	教育職員	本務のほかに行った通信教育における添削指導又は面接指導		業務1夜につき2,100円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
	教育職員	夜間における農業の実習指導		
多学年学級担当手当	小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で	3以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	千円 133	業務1日につき180円

	編制されている学級を担当する教育職員のうち教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める教育職員	2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導		業務1日につき150円
教員特殊業務手当	教育職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 1,148,496	業務1日（泊を伴うものにあつては、1泊）につき6,400円（被害が特に甚大な非常災害の際の業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）の範囲内において任命権者が人事委員会（大学以外の教育職員に対して支給する場合にあつては知事及び人事委員会）と協議して定める額
		修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		
		対外運動競技等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの		
		学校の管理下において行われる部活動における幼児、児童又は生徒に対する指導業務で泊を伴うもの、週休日若しくは休日等に行うもの又は半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外に行うもの		
		特別支援学校において幼児、児童又は生徒に対して行う教育に関する業務のうち教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの		
		小学校又は中学校の学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級を担当する場合において当該担当する特別支援学級の児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務		
		小学校又は中学校における学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定による特別の教育課程による教育に従事することを本務とする場合において幼児又は生徒に対して直接行う当該教育に関する業務		
		児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設に入所又は通所している児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務を本務とする場合における当該業務		
		学生に対する研究指導に関		

		する業務のうち任命権者が人事委員会と協議して定めるもの		
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものの職務を担当する教育職員	当該担当に係る業務	千円 55,290	業務1日につき100円
入学者選抜手当	教育職員	入学者選抜のための審査又は採点の事務及び進学生徒に関する調査書作成の事務	千円 22,979	1時間につき240円

○警察職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
刑事手当	警部以下の警察官	主として私服員として行った犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	千円 122,366	作業1日につき560円 (作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は340円)
留置業務手当	警察官	被疑者等の留置、看守及び護送の作業	千円 8,792	作業1日につき340円 (作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)
犯罪鑑識手当	警察職員	指紋、手口若しくは写真を利用して行う犯罪鑑識の作業(準備の作業を含む。)又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の作業	千円 13,062	作業1日につき560円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
警ら手当	警察官	警らの作業	千円 61,677	作業1日につき340円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)
少年補導手当	一般職員	少年補導の作業	千円 0	作業1日につき330円 (作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)
交通取締手当	警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車を運転する作業又は交通の指導取締り、交通整理、交通検問	千円 64,642	作業1日につき840円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権

		若しくは交通事故処理の作業		者が知事及び人事委員会と協議して定める額
航空業務手当	警察職員	航空機の操縦作業	千円 2,472	作業1時間につき5,100円（特に危険又は困難な作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の45に相当する額を超えない範囲内において、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額を加えた額）を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
		航空機の整備作業		作業1日につき1,380円（作業に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は830円）
		航空機に搭乗して行う搜索、救難等の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。以下「搜索作業」という。）		作業1時間につき2,200円（特に危険又は困難な作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の30に相当する額を加えた額）を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
		飛行中の航空機から降下して行った搜索作業		作業1日につき870円
術科手当	警察職員	柔道、剣道、逮捕術又はけん銃操法の術科訓練の指導	千円 101	指導1日につき310円（指導に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は190円）
爆発物等取扱手当	警察職員	実験用爆発物の製造若しくは解体の作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験の作業	千円 0	作業1日につき620円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は380円）

	警察職員	特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この項において同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）の製造過程を解明する等の目的で行う実験の作業で当該特殊危険物質が発生するおそれがあるもの		
	警察職員	火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）又は高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の規定に基づく立入検査の作業		作業 1 日につき 310 円（作業に従事した時間が 1 日につき 4 時間に満たない場合は 190 円）
	警察職員（特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業に係る爆発物等処理手当を支給される者を除く。）	特殊危険物質による被害のおそれがある区域内において行う作業		
救助特別手当	警察職員	山岳若しくは大規模災害現場において著しく危険かつ困難な状況のもとで行う遭難者の救助（捜索を含む。以下この項において同じ。）の作業若しくは被災者の救助若しくは救援の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）又は山岳遭難救助の訓練	千円 1,573	作業又は訓練 1 日につき 1,900 円を超えない範囲内において、作業又は訓練の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
死体処理手当	警察職員	(1)人の死体の処理作業に従事した警察職員 (2)東日本大震災に対処するため人の死体を取り扱う作業等に従事した警察職員	千円 45,653	(1)にあつては作業 1 体につき 3,200 円、(2)にあつては作業 1 日につき 2,000 円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
爆発物等処理手当	警察職員	著しく危険かつ緊急を要する状況のもとで行う爆発物容疑物件の処理作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 41	勤務 1 回につき 5,200 円
	警察職員	特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）		
警衛警護手当	警察官	身辺の警衛又は警護の作業（任命権者が知事及び	千円	作業 1 日につき 1,150 円を超えない範囲内におい

		人事委員会と協議して定めるものに限る。)	524	て、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
銃器犯罪捜査手当	警察官	銃器若しくはその疑いのある物が使用されている現場又は銃器が使用されるおそれがある現場における逮捕、警戒等の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。)	千円 0	勤務1日につき1,640円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
夜間特殊業務手当	警察職員	交替制勤務により正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる特殊な業務	千円 79,010	勤務1回につき1,100円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
緊急呼出業務手当	警察職員	突発的に発生した事件又は事故を処理するため、正規の勤務時間以外の時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられて行う、当該事件又は事故の処理業務（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。)	千円 5,776	勤務1回につき1,240円
潜水手当	警察職員	水器具を着用した潜水作業	千円 157	作業1時間につき1,500円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
特殊現場作業手当	警察職員	福島第一原発の周辺の区域において行われる作業のうち任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 4,783	作業1日につき6,600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

(5) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	3,047,586千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	316千円
支給実績（28年度決算）	3,251,039千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	336千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。		異なる	〈国の制度〉 配偶者…6,500円 子…10,000円 父母等…6,500円	2,844,165 千円	230,521 円
	区分	手当の額				
	配偶者	10,000円				
	子、孫、 父母、祖 父母、弟 妹、重度 心身障がい 者	1人につき子8,000円、父母等 6,500円(職員に配偶者がない 場合、1人目については子 10,000円、父母等9,000円)。 なお、扶養親族である子のう ち、満15歳に達する日後の最 初の4月1日から満22歳に達 する日以後の最初の3月31日 までの間にある子については、 当該子の扶養手当の月額に 5,000円を加算した額を当該子 の扶養手当の月額とする。				
住居手当	住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃 を支払っている職員に対し支給。		異なる	〈国の制度〉 月額12,000円を 超える家賃を支払 っている職員に対 し支給。 借家等 [家賃月23,000円以下] 支給額= 家賃相当額-12,000円 [家賃月23,000円 超] 支給額=11,000円+ (家賃相当額-23,000 円)×1/2	1,701,511 千円	278,616 円
	区分	手当の額				
	借家等	[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当 額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円)				
	別居する配 偶者のため の借家等	上記の2分の1の額				

通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。		異なる	〈国の制度〉 交通用具使用者の支給額 2,000円～24,500円 特急列車、高速道の加算限度額 20,000円	2,851,338 千円	118,450 円
	区分	手当の額				
	交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額(通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額)が55,000円まで。ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額。				
交通用具使用者	使用距離に応じて2,460円～41,050円。(自動車・バイク・自転車とも同額) ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。(55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額)					
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じ8,000円～16,000円を加算。		異なる	〈国の制度〉 6,000～45,000円を加算	463,283 千円	388,987 円
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。		同じ	—	610,127 千円	207,667 円
	区分	手当の額(勤務1回につき)				
	医師	20,000円				
	一般の宿日直	4,200円				
	特別支援教育諸学校	6,900円				
警察	7,200円					
特別管理勤務員手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内(勤務が6時間を超える場合には18,000円以内)の額とする。		同じ	—	27,724 千円	177,718 円
休日給	国民の祝日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務することを命ぜられた職員(教員を除く)に対して、勤務1時間当たりの額に135/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。		同じ	—	658,643 千円	154,538 円

給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。		同じ	—	1,643,400 千円	727,490 円		
	主な職	支給額						
	部長級（行政職）	94,800円～130,700円						
	課長級（行政職）	59,000円～ 80,700円						
	学校の校長	53,400円～ 74,300円						
学校の教頭	34,700円～ 54,300円							
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増高分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。		同じ	—	1,603,428 千円	65,421 円		
	世帯等の区分	世帯主である職員					その他の職員	
		扶養親族のある職員						その他の世帯主である職員
月額	17,800円	10,200円	7,360円					
初任給調整手当	医師・歯科医師等で人事委員会が定める職員に対し支給。		同じ	—	78,124 千円	2,893,480 円		
	区分	手当の額						
	医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ 181,400円～368,400円						
	理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円						
特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円							
務特 手地 当勤	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（2級地4/100）を乗じて得た額を支給。		異なる	< 国の制度 > 2級地の支給割合 8/100	3,148 千円	61,722 円		
夜勤 手 当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。		同じ	—	191,655 千円	75,873 円		
指農 導林 手業 当普 及	農林業普及指導業務に従事する職員に対し、給料月額に4/100を乗じて得た額を支給。				33,101 千円	163,057 円		
へき 地 手 当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間へき地に所在する学校等に勤務する学校職員に対して、給料月額に支給割合（1級地3/100～4級地6/100）を乗じて得た額を支給。				32,364 千円	64,728 円		

教員 義務教育等 特別手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校等の教育職員に対し、給料の級及び号俸に応じ、2,000円から8,000円の範囲内で支給。			1,123,973 千円	62,876 円
教育 定時制 手当 通信	定時制又は通信制課程を置く高校で、定時制又は通信制を本務とする教諭等に対し、20,000円を支給。なお、夜間定時制本務の教諭等には2,000円を加算。			78,148 千円	244,213 円
産業 教育 手当	農業課程又は工業課程を置く高校で、実習を伴う農業又は工業の科目を担当する教諭等に対し、20,000円又は12,000円を支給。			106,368 千円	231,236 円

5 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,278,000円		
	副 知 事	985,000円		
報 酬	議 長	985,000円		
	副 議 長	861,000円		
	議 員	804,000円		
期 末 手 当	知 事	(30年度支給割合) 3.3月分		
	副 知 事	(30年度支給割合) 3.3月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		副 知 事	127万8千円×在職月数×0.55 98万5千円×在職月数×0.40	3,373万9千2百円 1,891万2千円

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

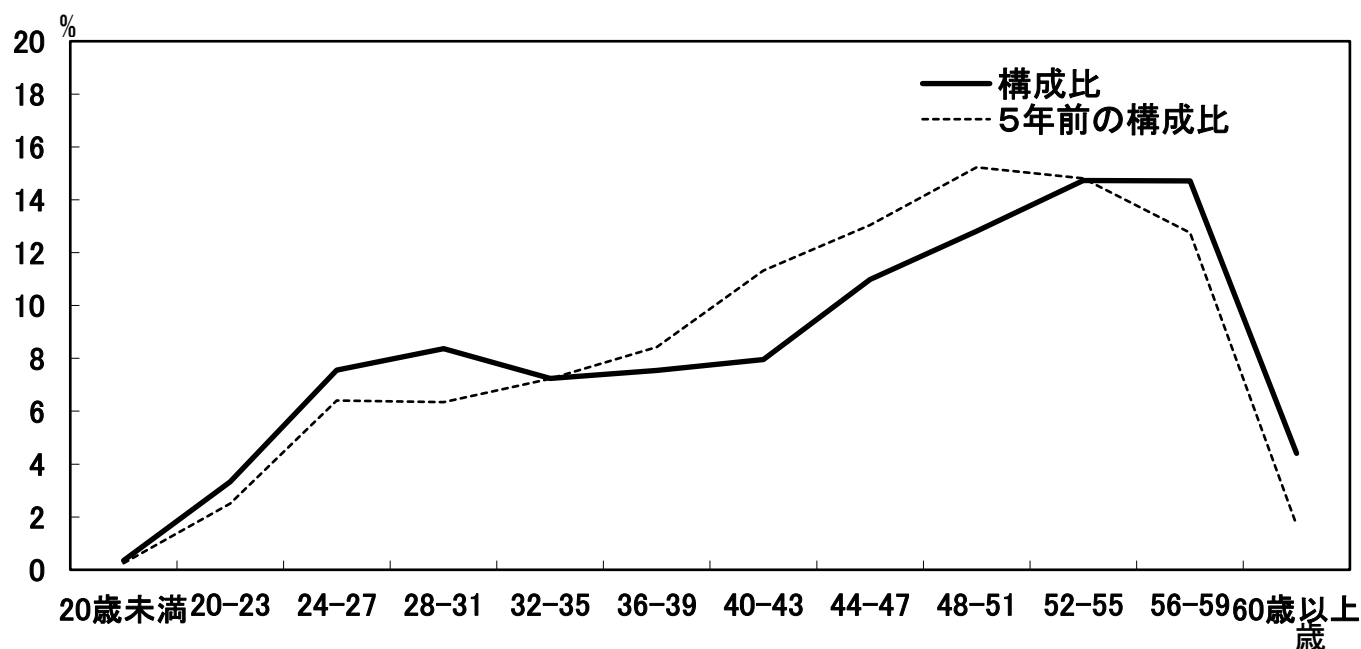
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成29年	平成30年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	37	39	2	国民健康保険業務の県移管に伴う定員管理 調査計上部門変更による減
		総務企画	808	809	1	
		税務	250	247	△3	
		民生	428	421	△7	
		衛生	851	854	3	
		労働	149	151	2	
		農林水産	1,221	1,222	1	
		商工	331	332	1	
		土木	1,005	1,010	5	
		計	5,080	5,085	5	
	教育部門	17,372	17,140	△232	児童・生徒数の減による減員等	
	警察部門	3,927	3,937	10		
	小 計	26,379	26,162	△217	(参考：人口10万人あたりの職員 数1,266.82人)	
計 公 部 営 門 企 業 業 等 会	病院	0	0	0	国民健康保険業務の県移管に伴う定員管理 調査計上部門変更による増	
	水道	50	50	0		
	下水道	52	55	3		
	その他	59	72	13		
	小 計	161	177	16		
合 計		26,540 [28,467]	26,339 [28,403]	△201	(参考：人口10万人あたりの職員 数1,275.39人)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。地方公務員の身分を保有する退職者、育児休業中の職員、育児休業中の職員に対する代替職員（育休任期付職員）、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 []内は、条例定数（予算定数）の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	93	876	1,988	2,204	1,907	1,985	2,095	2,895	3,375	3,881	3,878	1,162	26,339

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	5,151	5,109	5,088	5,078	5,080	5,085	△66 (△1.3%)
教育	17,808	17,656	17,645	17,558	17,372	17,140	△668 (△3.8%)
警察	3,855	3,871	3,894	3,910	3,927	3,937	82 (2.1%)
普通会計計	26,814	26,636	26,627	26,546	26,379	26,162	△652 (△2.4%)
公営企業等会計計	145	147	159	160	161	177	32 (22.1%)
総合計	26,959	26,783	26,786	26,706	26,540	26,339	△620 (△2.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 企業局事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占め る職員給与費比率
29年度	千円	千円	千円	%	%
電気事業	2,499,567	1,496,548	315,095	12.6	11.8
水道事業	4,402,743	864,316	277,996	6.3	6.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費150,054千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
電気事業	53	215,575	46,333	89,612	351,520	6,632	6,867
水道事業	56	245,639	46,976	101,999	394,614	7,047	6,870

(注) 1 職員手当には退職手当及び児童手当を含みません。

2 職員数は、29年4月1日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (30年4月1日現在)

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
電気 事業	長野県	43.3歳	367,153円	563,691円
	団体平均	44.6歳	369,164円	583,211円
水道 事業	長野県	49.5歳	383,688円	587,222円
	団体平均	43.7歳	363,652円	571,975円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長野県	団体平均
1人当たり平均支給額 (29年度) 電気事業 1,691千円 水道事業 1,821千円	1人当たり平均支給額 (29年度) 電気事業 1,620千円 水道事業 1,644千円
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（30年4月1日現在）

長野県		団体平均	
(支給率)	自己都合 応募認定・定年		
勤続20年	19.6695月分 24.586875月分		
勤続25年	28.0395月分 33.27075月分		
勤続35年	39.7575月分 47.709月分		
最高限度額	47.709月分 47.709月分		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)			
1人当たり平均支給額		1人当たり平均支給額	
電気事業	— 千円 22,895 千円	電気事業	10,821千円
水道事業	— 千円 25,520 千円	水道事業	17,368千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		9,952千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		91,303 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
長野県全域	%	人	%
電気事業	2.0	53	2.0
水道事業	2.0	56	2.0

エ 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）	千円
電気事業	77
水道事業	272
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	円
電気事業	3,500
水道事業	22,667
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）	%
電気事業	41.5
水道事業	21.4
手当の種類（手当数）	
電気事業	電気事業及び水道事業合計で5
水道事業	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
特殊現場 作業手当	職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業	千円 48	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		地上又は水面上5メートル以上15メートル未満の足場の不安定な箇所で行う作業		1日につき400円 (2時間未満の場合240円)

手当の 名称	主な支給 対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価															
		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において地面下15メートル以上の縦坑(直径が15メートル未満のものに限る。)で行う作業		1日につき500円 (2時間未満の場合300円)															
		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において水面下2メートル以上の深所又は地面下5メートル以上の縦坑(直径が5メートル未満のものに限る。)で行う作業		1日につき400円 (2時間未満の場合240円)															
		土砂の崩落の危険があるずい道、横坑又は斜坑の坑内で行う作業		1日につき500円 (2時間未満の場合300円)															
		土砂の崩落の危険がある作業現場の作業等で傾斜20度以上の斜面又はその直下の足場の不安定な箇所で行うもの		1日につき400円 (2時間未満の場合240円)															
		普通高圧以上の活線作業		1日につき500円 (2時間未満の場合300円)															
		特別高圧送電線路における特殊装柱(開閉器装着柱、分岐柱、ガントリー柱等をいう。)の活線上部作業		1日につき500円 (2時間未満の場合300円)															
		水圧鉄管の内部作業		1日につき500円 (2時間未満の場合300円)															
		水圧鉄管充水中の水車、ケーシング又はドラフトチューブの内部作業		1日につき200円 (4時間未満の場合120円)															
		次の範囲内で活線に近接して行う作業		1日につき200円 (4時間未満の場合120円)															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>距離区分 活線の電圧区分</th> <th>頭上 メートル以内</th> <th>側面 メートル以内</th> <th>足下 メートル以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,300ボルト以上22,000ボルト未満</td> <td>0.4</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>22,000ボルト以上154,000ボルト未満</td> <td>0.6</td> <td>1</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>154,000ボルト以上</td> <td>1.8</td> <td>2.5</td> <td>3.6</td> </tr> </tbody> </table>	距離区分 活線の電圧区分	頭上 メートル以内	側面 メートル以内	足下 メートル以内	3,300ボルト以上22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8	22,000ボルト以上154,000ボルト未満	0.6	1	1.2	154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6	
距離区分 活線の電圧区分	頭上 メートル以内	側面 メートル以内	足下 メートル以内																
3,300ボルト以上22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8																
22,000ボルト以上154,000ボルト未満	0.6	1	1.2																
154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6																
		電気工作物に係る次に掲げる作業で著しく危険なもの (1)送電線路補修作業 (2)外線作業 (3)主要機器の分解補修及び据付けの作業 (4)屋外鉄構の組立て又は架線の作業		1日につき200円 (4時間未満の場合120円)															
		大規模なダム建設工事現場(当該工事現場に附帯する発電所建設工事現場を含む。)で行う作業		1日につき400円 (2時間未満の場合240円)															
		重大な災害の発生した現場等で行う水防、消防、救助等の作業		1日につき600円(2時間未満の場合360円)。この場合において、作業が日没から日の出までの間(以下「夜間」という。)に行われるときは900円 (2時間未満の場合540円)															
		重大な災害の発生した現場等で行う巡回監視、避難誘導又は広報宣伝の作業		1日につき400円(2時間未満の場合240円)。この場合において、作業が夜間に行われるときは600円 (2時間未満の場合360円)															

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
		道路における上水道の漏水調査、導管の敷設等の作業で、午後8時から翌日の午前6時までの間において行うもの又は交通が頻繁な道路若しくは混雑する道路において交通を遮断することなく行うもの		1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		洪水警戒体制時において行うダム管理の作業又は大雨、雷雨、強風等の悪天候下の屋外において行う水門管理の作業		1日につき300円 (2時間未満の場合180円)
		ダムにおいて行う12月1日から翌年の3月31日までの間の屋外又はダム本体内における計器の点検、整備、調査及び測定等の作業		1日につき300円 (2時間未満の場合180円)
		ダム湖において行う流木等の除去のための船上作業		1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		発電機の運転に伴い発生する騒音が90デシベル以上である当該発電機の周辺において行う当該運転中の発電機の主軸の点検その他の作業		1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
取水口危険作業手当	職員	発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の導水管内で行う作業	千円 36	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の取水門において行うごみ除去の作業		
		送水管、導水管等の敷設作業で有毒ガスの充満又は酸素の欠乏するおそれのある管路の内部において行うもの		
有害物取扱手当	職員	有害ガスの発生を伴う実験等の作業又は有毒ガスの漏れるおそれの著しい危険な機器の取扱作業若しくは作業中有毒ガスの漏れた場合において行う必要な緊急処置で著しく危険な作業	千円 —	1日につき300円 (4時間未満の場合180円)
用地交渉手当	職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関し、現地において次に掲げる者以外の権利者を行う交渉 (1)国、地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫、特別の法律により設立された法人のうち国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2に規定するものその他これらに準ずるもの (2)土地、物件又はこれらに関する権利の譲渡を申し出たもの	千円 12	1日につき700円(2時間未満の場合560円)。この場合において、交渉が午後7時以後に及ぶときは1,100円(2時間未満の場合960円)
浄水検査手当	職員	上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所に勤務し、浄水の最終検査に従事することを常例とする職員が行う当該検査	千円 253	1日につき400円 (2時間未満の場合240円)

オ 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）		千円
	電気事業	15,066
	水道事業	14,242
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		千円
	電気事業	321
	水道事業	297
支給実績（28年度決算）		千円
	電気事業	16,120
	水道事業	13,571
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）		千円
	電気事業	310
	水道事業	242

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)						
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。	同じ	〈国の制度〉 配偶者…6,500円 子…10,000円 父母等…6,500円	千円	円						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>子、孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障がい者</td> <td>1人につき8,000円、父母等6,500円（職員に配偶者がいない場合、1人目については子10,000円、父母等9,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。</td> </tr> </tbody> </table>			区分	手当の額	配偶者	10,000円	子、孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障がい者	1人につき8,000円、父母等6,500円（職員に配偶者がいない場合、1人目については子10,000円、父母等9,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。	電気事業 7,995 水道事業 6,995	電気事業 242,273 水道事業 241,207
	区分			手当の額							
配偶者	10,000円										
子、孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障がい者	1人につき8,000円、父母等6,500円（職員に配偶者がいない場合、1人目については子10,000円、父母等9,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。										
住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。	異なる	〈国の制度〉 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。 借家等 [家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-12,000円 [家賃月23,000円超] 支給額=11,000円+(家賃相当額-23,000円)×1/2	千円	円							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借家等</td> <td>[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円)</td> </tr> <tr> <td>別居する配偶者のための借家等</td> <td>上記の2分の1の額</td> </tr> </tbody> </table>			区分	手当の額	借家等	[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円)	別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額	電気事業 1,944 水道事業 1,794	電気事業 277,714 水道事業 299,000	
区分			手当の額								
借家等	[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円)										
別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額										

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。		異なる	〈国の制度〉 交通用具使用者の支給額 2,000円～24,500円 特急列車、高速道路の加算限度額 20,000円	千円 電気事業 5,109 水道事業 6,729	円 電気事業 127,725 水道事業 131,941
	区分	手当の額				
	交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額(通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額)が55,000円まで。ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額。				
交通用具使用者	使用距離に応じて2,440円～37,920円。(自動車・バイク・自転車とも同額)ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。(55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額)					
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じ8,000円～16,000円を加算。		異なる	〈国の制度〉 6,000～48,000円を加算	千円 電気事業 2,280 水道事業 360	円 電気事業 456,000 水道事業 360,000
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。		同じ	—	千円 電気事業 25 水道事業 21	円 電気事業 4,200 水道事業 4,200
	区分	手当の額(勤務1回につき)				
	医師	20,000円				
	一般の宿日直	4,200円				
	特別支援教育諸学校	6,900円				
警察	7,200円					
特別勤務員手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内(勤務が6時間を超える場合には18,000円以内)の額とする。		同じ	—	千円 電気事業 0 水道事業 0	円 電気事業 0 水道事業 0
給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。		同じ	—	千円 電気事業 5,312 水道事業 7,650	円 電気事業 885,333 水道事業 956,250
	職	支給額				
	部長級(行政職)	94,800円～130,700円				
課長級(行政職)	59,000円～80,700円					

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)										
寒冷地手当	<p>条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯等の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円	同じ	—	千円	円
	世帯等の区分		世帯主である職員			その他の職員									
		扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員												
月額	17,800円	10,200円	7,360円												
電気事業	3,778	電気事業	72,654												
水道事業	3,579	水道事業	68,827												
特勤手当	<p>生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（2級地2/100）を乗じて得た額を支給。</p>	異なる	<p>〈国の制度〉 2級地の支給割合 8/100</p>	千円 電気事業 0 水道事業 0	円 電気事業 0 水道事業 0										
夜勤手当	<p>正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。</p>	同じ	—	千円 電気事業 0 水道事業 0	円 電気事業 0 水道事業 0										